

亀山市まちをきれいにする条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第15号

亀山市まちをきれいにする条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市まちをきれいにする条例施行規則（平成17年亀山市規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(<u>ごみ</u> の投棄の防止に関する施策等) 第2条 市は、条例第3条の規定により、 <u>ごみ</u> の投棄を防止するための看板の <u>配布</u> 、広報等による環境美化意識の啓発及び高揚その他必要な施策を実施するものとする。 2 市は、条例第3条の規定により、市民参加型の事業を実施するものとする。	(<u>空き缶等及び吸い殻等</u> の投棄の防止に関する施策等) 第2条 市は、条例第3条の規定により、 <u>空き缶等及び吸い殻等</u> の投棄を防止するための看板の <u>設置</u> 、広報等による環境美化意識の啓発及び高揚その他必要な施策を実施するものとする。 2 市は、条例第3条の規定により、市民参加型の事業として、 <u>一斉清掃</u> 等を実施するものとする。

3 市は、事業者、市民等又は市民団体が行う自主的な清掃活動、美化運動等を支援するよう努めなければならない。

4 市は、前3項に規定する施策及び事業を実施するために必要があるときは、事業者、市民等又は市民団体と連携して行うものとする。

(勧告及び命令)

第5条 条例第10条第1項の規定による勧告は、ごみの回収に関する勧告書（様式第1号）により行うものとする。

2 [略]

3 条例第10条第3項の規定による命令は、同条第1項に規定する勧告に従わない者にあつてはごみの回収に関する勧告履行命令書（様式第3号）により、同条第2項に規定する勧告に従わない者にあつては回収容器の設置等に関する勧告履行命令書（様式第4号）により行うものとする。

(公表)

第6条 条例第11条の規定による公表は、次に掲げる事項を市のホームページに掲載することにより行うものとし、その掲載期間は、3月とする。

3 市は、前2項に規定する施策及び事業のほか、自治会等が行う清掃活動に協力するものとする。

[項を加える。]

(勧告及び命令)

第5条 条例第10条第1項の規定による勧告は、空き缶等又は吸い殻等の回収に関する勧告書（様式第1号）により行うものとする。

2 [略]

3 条例第10条第3項の規定による命令は、同条第1項に規定する勧告に従わない者にあつては空き缶等又は吸い殻等の回収に関する勧告履行命令書（様式第3号）により、同条第2項に規定する勧告に従わない者にあつては回収容器の設置等に関する勧告履行命令書（様式第4号）により行うものとする。

(公表)

第6条 条例第11条の規定による公表は、次に掲げる事項を亀山市公告式条例（平成17年亀山市条例第3号）別表に掲げる掲示場に掲示して行う。

<p>(1) <u>ごみの投棄を行った者（当該行為の際に20歳未満であった個人を除く。次号において同じ。）の住所（大字若しくは町又はこれらに相当する区域の名称以上に限る。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地</u></p>	<p>[号を加える。]</p>
<p>(2) <u>ごみの投棄を行った者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</u></p>	<p>[号を加える。]</p>
<p>(3) <u>ごみの投棄状況が分る画像</u></p>	<p>[号を加える。]</p>
<p>(4) [略]</p>	<p>(1) [略]</p>
<p>(5) [略]</p>	<p>(2) [略]</p>
<p>(6) [略]</p>	<p>(3) [略]</p>
<p>(7) [略]</p>	<p>(4) [略]</p>
<p>(8) [略]</p>	<p>(5) [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第1号中「空き缶等又は吸い殻等」を「ごみ」に改める。

様式第3号中「空き缶等又は吸い殻等」を「ごみ」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。